

臭気判定士免状交付申請要領

(新規免状申請)

1. 免状交付申請

臭気判定免状(以下、「免状」という。)は臭気判定士試験士及び嗅覚検査に合格した者に交付されます(悪臭防止法施行規則第 12 条)。免状の交付は、この要領に則り、公益社団法人におい・かおり環境協会(以下、「当協会」という。)あてに必要な書類を提出して下さい(悪臭防止法施行規則第 13 条)。

(1) 免状の有効期間

免状の有効期間は、交付日より5年間です。

(2) 免状の申請書類

つぎの申請書類一式を当協会に、簡易書留と同等以上の履歴のわかる形で提出をしてください。

- ①臭気判定士免状申請書(様式第 2 号)
- ②臭気判定士試験合格証
- ③嗅覚検査合格証(申請書を提出する日の前 1 年以内のもの)
- ④申請手数料を納付し、それを証する領収書等のコピー
- ⑤戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(役所等から取得したもののみ)

(住民票の場合はつぎの項目に注意してください。)

※1 マイナンバーおよび住民基本台帳番号は記載しないでください。(記載ある場合は再提出となります。)

※2 本籍地が掲載されたものに限りです。

なお、臭気判定士試験合格後に氏名および本籍地またはその両方に変更がある場合は、臭気判定士免状書換え申請書(様式第 5 号)を提出してください。

※3 氏名および本籍地の両方に変更があり、旧姓表記での免状交付を希望する方は、臭気判定士免状登録内容変更申請書(試験事務実施細目様式2)となります。

2. 免状申請書の添付書類

(1) 臭気判定士試験合格証

当協会が発行した臭気判定士試験合格証書(原本)。有効期限はありません。

(2) 嗅覚検査の合格証書

申請書を提出する日の前 1 年以内に行われ、当協会が発行した嗅覚検査の合格証書。

なお、嗅覚検査は、別添の「嗅覚検査のご案内」を参照してください。

(3) 戸籍謄本・抄本又は住民票の写し

戸籍謄本・抄本又は住民票の写しは役所等から取得したもののみ提出してください。

提出された戸籍謄本・抄本又は住民票の写しは、申請者本人確認のためと免状に記載する事項(氏名・生年月日・本籍地)を確認するためです。住民票の写しを提出する場合はマイナンバーや住民基本台帳番号は省略し取得して下さい。(記載がある場合は再提出していただきます。)

(4) 免状交付手数料の納入を証する書類(免状交付手数料 3,500円(非課税))

指定口座に払込みをした証書のコピーを「臭気判定士免状申請書」の裏面に貼付してください。複数人分の手数料を一括して払い込む場合は、払込書に対象者全員の氏名を記入し、写しを各免状申請書の裏面に貼付してください。払込手数料は払込人の負担とします。なお、領収証の発行を希望される方は「領収証発行申請書」と返信用封筒をお送りください。(申請案内 <https://orea.or.jp/hanteishi/shinseisho/>)

払込機関

郵便振替 : 00160-1-611922
(ゆうちょう銀行 019支店 当座口座 : 0611922)
三菱 UFJ 銀行 浅草橋支店 普通口座 : 0826078
シヤ)ニオイ カオリカンキョウキョウカイ
口座名義 : 公益社団法人 におい・かおり環境協会

※4 免状申請者には特段のことがなければ受付後 2 週間程度で「臭気判定士免状」が交付(郵送)されます(申請後3週間経過しても免状が届かない場合はご連絡ください)。

3. 免状の有効期間更新等

(1) 免状の有効期限更新

免状の有効期間は、交付日より5年間です。免状の更新手続きは有効期間が満了となる日の6月前から申請できます。

(2) 登録内容の変更

免状に記載している内容(氏名・本籍地)に変更があった場合は書換えをすることができます。

① 氏名と本籍地の変更 (<https://orea.or.jp/hanteishi/shinseisho/>)

臭気判定士免状書換え申請書(様式第 5 号)と戸籍謄本・抄本又は住民票の写し、手数料(3,000 円)を納付したことを証する領収書等の写しを提出することで変更することができます。

なお、旧姓表記を希望の場合は臭気判定士免状登録内容変更申請書(試験事務実施細目様式2)を提出して下さい。

② 住所・連絡先の変更(

免状とともに送られる臭気判定士免状交付台帳に加筆訂正するなどして協会へご連絡ください。

免状更新申請手続き等の連絡(免状有効期間が満了となる日の6月前ごろに郵送いたします。)をしますので**連絡先が変更になった場合は必ず当協会まで通知してください。**

③ 再発行 (<https://orea.or.jp/hanteishi/shinseisho/>)

免状を紛失、破損した場合は臭気判定士免状再交付申請書(様式 4 号)手数料(3,000 円)を納付したことを証する領収書等の写しを提出することで再発行できます。

4. 名簿記載の可否

国、地方自治体から実情調査目的で当協会は免状申請書の記載を基に「臭気判定士名簿」(掲載項目: 免状番号、氏名、住所、連絡先)を求められることがあります。その名簿への掲載可否をご記入してください。

公益社団法人 におい・かおり環境協会
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 2-14-2 新陽ビル 1106 号
TEL: 03-6233-9011 E-mail: jaoe@orea.or.jp

5. 臭気判定士免状申請書の注意点等 (ダウンロード:<https://orea.or.jp/hanteishi/shinseisho/>)

様式第2号(悪臭防止法施行規則第13条関係)

臭気判定士免状申請書

①	ふりがな		男・女	生年 月日 ②	年 月 日生
③	氏名				
④	本籍地				
④	住所	〒 _____ 都、道 府、県			
⑤	臭気判定士 となる要件	年 月 日 臭気判定士試験に合格した。 (合格証書番号 第 _____ 号)			
		年 月 日 嗅覚検査に合格した。 (合格証書番号 第 _____ 号)			
⑥	連絡先	電話(携帯) _____ e-mail _____			
⑦	国、地方自治体より要請があった場合に提出する名簿への記載可否	可・否			
⑧	勤務先の業種コード(裏面より該当番号を選んでください。)				
⑨	申請者の職種コード(裏面より該当番号を選んでください。)				
上記により、臭気判定士免状の交付を受けたいので申請します。					
⑩ 年 月 日					
⑪ 氏名 _____					
公益社団法人 におい・かおり環境協会 会長 殿					

備考

- 1 所定の手続により手数料を納入した証書の写し、臭気判定士試験合格証および嗅覚検査合格証を添えて提出する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[事務処理欄]

申請書受付日					免状交付日	免状番号

①氏名

臭気判定士試験合格後に氏名および本籍地またはその両方に変更がある場合は、免状に記載する氏名を記入してください。

②生年月日

和暦でご記入してください。

③本籍

本籍地を変更される場合は、変更後の本籍地を記入してください。

④住所

申請者の住所を記載してください。(所属先を記載しないこと)住所は本人の特定のため、免状や更新書類の発送および免状更新手続きにかかる重要なお知らせをお送りすることに利用することに限り使用します。

⑤臭気判定士となる要件

各合格証に記載のある発行日と合格書番号を記入してください。

⑥連絡先

免状申請について連絡の取れる(日中)ものを記載してください。メールについては数字の“0”と英字の“O”、アンダーバー“_”とハイフン“-”などわかりやすく記入願います。

⑦国、地方自治体より要請があった場合に提出する名簿への記載可否

国、地方自治体から実情調査目的で当協会は免状申請書の記載を基に「臭気判定士名簿」(掲載項目:免状番号、氏名、住所、連絡先)を求められることがあります。その名簿への掲載可否をご記入してください。臭気判定士名簿は主に、臭気指数等の測定を委託する際の参考資料として活用しているようです。

⑧勤務先の業種コード

国から実情調査目的で、報告書を作成することがあります。その際の基礎情報となりますので、ご記入をお延がいたします。

⑨申請者の職種コード

国から実情調査目的で、報告書を作成することがあります。その際の基礎情報となりますので、ご記入をお願いします。

⑩年月日

更新書類を提出する日をご記入してください。

⑪氏名

署名や押印は必要ありません。記名で大丈夫です。